

男女共同参画に関する国内外の動き

| | 国際機関等 | 国 | 広島県 |
|-----------------|---|---|---|
| 昭和50年 (1975) | 6月・国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) 7月・「世界行動計画」採択 | 9月・総理府に「婦人問題企画推進本部」,「婦人問題担当室」設置 | |
| 昭和52年 (1977) | | 1月・「国内行動計画」策定 | 4月・女性行政の窓口を青少年婦人対策室に設置 5月・「婦人問題行政連絡協議会」設置 |
| 昭和54年 (1979) | 12月・「女子差別撤廃条約」採択(第34回国連総会) | | 4月・青少年婦人対策室を青少年婦人課に組織改正 7月・「広島県婦人対策推進会議」設置 |
| 昭和55年 (1980) | | 7月・「女子差別撤廃条約」署名 | 4月・推進会議「広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめるための提言」提出 |
| 昭和56年 (1981) | 9月・「女子差別撤廃条約」発効 | 5月・「国内行動計画後期重点目標」策定 | |
| 昭和57年 (1982) | | | 3月・広島県新長期総合計画に「婦人の地位向上と社会参加の促進」の項目設定 |
| 昭和60年 (1985) | 7月・「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ) ・「(西暦2000年に向けての)婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 | 1月・「国籍法」改正 6月・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 | |
| | | 7月・「労働者派遣法」公布 | |
| 昭和61年 (1986) | | 4月・「男女雇用機会均等法」施行 7月・「労働者派遣法」施行 | 3月・広島県発展計画に「婦人対策の推進」の項目設定 ・婦人総合センター基本構想発表 6月・「広島県婦人対策推進懇話会」設置 |
| 昭和62年 (1987) | | 5月・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 | |
| 昭和63年 (1988) | | | 2月・懇話会「婦人対策の推進のために～男女共同参加型社会システムへの転換～」提出 8月・「広島県女性プラン」策定 ・「財団法人広島県女性会議」設立 |
| 平成元年 (1989) | | | 4月・広島県婦人総合センター「エソール広島」開館 |
| 平成2年 (1990) | 5月・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 | | |
| 平成3年 (1991) | | 5月・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定 ・「育児休業法」公布 | 4月・青少年婦人課を青少年女性課に組織改正 8月・「広島県女性対策推進懇話会」設置 |
| 平成4年 (1992) | | 4月・「育児休業法」施行 | 3月・懇話会「男女共同参加型社会の構築を目指して」提言 9月・「広島県女性プラン(第一次改定)」策定 |

| | 国際機関等 | 国 | 広島県 |
|-----------------|---|---|---|
| 平成5年 (1993) | | 6月・「パートタイム労働法」公布 (12月施行) | |
| 平成6年 (1994) | | 6月・総理府に「男女共同参画室」設置 7月・「男女共同参画推進本部」設置 | 1月・「広島県婦人総合センター」を「広島県女性総合センター」に名称変更 |
| 平成7年 (1995) | 9月・第4回世界女性会議及びNGO フォーラム開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択 | 6月・「育児休業法」の改正, 「育児・介護休業 法」公布 | |
| 平成8年 (1996) | | 12月・「男女共同参画2000年プラン」策定 | |
| 平成9年 (1997) | | 6月・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「育児・介護休業法」の改正 | |
| 平成10年 (1998) | | | 1月・懇話会「21世紀への男女共同参画社会 づくりのために」提言 3月・「広島県男女共同参画プラン」策定 10月・「広島県男女共同参画推進本部」設置 |
| 平成11年 (1999) | | 4月・「(改正)男女雇用機会均等法」施行 ・「(改正)育児・介護休業法」施行 6月・「男女共同参画社会基本法」公布, 施行 | 10月・「広島県男女共同参画懇話会」設置 |
| 平成12年 (2000) | 6月・女性2000年会議開催(ニュー ヨーク) ・「政治宣言」, 「成果文書」採択 | 5月・「ストーカー規制法」公布 (11月施行) 12月「男女共同参画基本計画」策定 | |
| 平成13年 (2001) | | 1月・中央省庁再編により, 内閣府に「男女共 同参画局」設置 ・「男女共同参画会議」設置 4月・「DV防止法」公布 (10月施行) 11月・「育児・介護休業法」の改正, 一部 施行(育児休業の取得等を理由とする 不利益取扱い禁止等) | 4月・青少年女性課を男女共同参画推進室に 組織改正 8月・懇話会「男女共同参画に関する条例制定 に向けての基本的な考え方について」提言 12月・「広島県男女共同参画推進条例」公布 |
| 平成14年 (2002) | | 4月・「(改正)育児・介護休業法」全面施行 | 4月・「広島県男女共同参画推進条例」施行 6月・「広島県男女共同参画審議会」設置 ・審議会に「広島県の男女共同参画の推進 に関する基本的な計画に盛り込むべき事 項」諮問 11月・審議会答申 |
| 平成15年 (2003) | | 7月・「次世代育成支援対策推進法」公布, 施 行 ・「少子化社会対策基本法」公布 | 2月・「広島県男女共同参画基本計画」策定 |
| 平成16年 (2004) | | 6月・「DV防止法」の改正 12月・「(改正)DV防止法」施行 ・「育児・介護休業法」の改正 | |
| 平成17年 (2005) | 2～3月 ・北京+10(第49回国連婦人の 地位委員会)開催 ・宣言文採択 | 4月・「(改正)育児・介護休業法」施行 12月・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 | 6月・「広島県男女共同参画審議会」に「広島 県男女共同参画基本計画(改定)に盛り込 むべき事項」諮問 12月・審議会答申 |
| 平成18年 (2006) | | 6月・「男女雇用機会均等法」の改正 | 3月・「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」 策定 4月・男女共同参画推進室を人権・男女共同参 画室に組織改正 6月・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する基本計画」策定 |

| | 国際機関等 | 国 | 広島県 |
|-----------------|--|--|--|
| 平成19年 (2007) | | 4月・「(改正)男女雇用機会均等法」施行 6月・「パートタイム労働法」の改正 7月・「DV防止法」の改正 12月・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 | |
| 平成20年 (2008) | | 1月・「(改正)DV防止法」施行 4月・「(改正)パートタイム労働法」施行 12月・「次世代育成支援対策推進法」の改正 | 4月・人権・男女共同参画室を人権男女共同参画課に組織改正 |
| 平成21年 (2009) | | 4月・「(改正)次世代育成支援対策推進法」施行 7月・「育児・介護休業法」の改正 | |
| 平成22年 (2010) | 3月・北京+15(第54回国連婦人の地位委員会)開催 ・宣言文採択 | 12月・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定 | 6月・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画(改定)に盛り込むべき事項」諮問 12月・審議会答申 |
| 平成23年 (2011) | | 4月・「(改正)次世代育成支援対策推進法」施行 | 3月・「広島県男女共同参画基本計画(第3次)」策定 8月・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定 |
| 平成24年 (2012) | | | |
| 平成25年 (2013) | | 7月・「DV防止法」の改正 ・「ストーカー規制法」の改正,一部施行(10月施行) | 4月・「財団法人広島県女性会議」が、「公益財団法人広島県男女共同参画財団」に移行 |
| 平成26年 (2014) | | 1月・「(改正)DV防止法」施行 4月・「次世代育成支援対策推進法」の改正 ・「パートタイム労働法」の改正 6月・「ストーカー規制法」の改正(12月施行) | |
| 平成27年 (2015) | 3月・北京+20(第59回国連婦人の地位委員会)開催 ・宣言文採択 | 4月・「(改正)次世代育成支援対策推進法」施行 ・「(改正)パートタイム労働法」施行 9月・「女性活躍推進法」公布,施行 12月・「男女共同参画基本計画(第4次)」策定 | 4月・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画(改定)に盛り込むべき事項」諮問 |
| 平成28年 (2016) | | 4月・「育児・介護休業法」の改正 12月・「ストーカー規制法」の改正 | 3月・審議会答申 ・「広島県男女共同参画基本計画(第4次)」策定 8月・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)」策定 |
| 平成29年 (2017) | 5月・G7タオルミーナ・サミット開催(イタリア) ・宣言文採択 11月・APEC女性と経済フォーラム開催(ベトナム) ・声明文採択 | 1月・「(改正)男女雇用機会均等法」施行 ・「(改正)育児・介護休業法」施行 3月・「働き方改革実現会議」において「働き方改革実行計画」を決定 ・「育児・介護休業法」の改正(10月施行) | |
| 平成30年 (2018) | | 3月・「子ども・子育て支援法」の一部改正(4月施行) 5月・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布,施行 6月・「働き方改革関連法案」成立 | 6月・広島県女性総合センター「エソール広島」移転 |